

官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チームの開催について

〔平成 23 年 11 月 29 日
内閣府特命担当大臣決定〕

- 1 . 平成 22 年まで 13 年連続で年間自殺者数が 3 万人を超え、また、平成 23 年も 10 月までの累計の自殺者数が 2 万 6,161 人（平成 23 年 11 月 15 日現在暫定値）に上るなど、我が国の自殺の現状は依然として厳しい状況が続いている。このような状況を踏まえ、平成 24 年春を目途に策定する新たな自殺総合対策大綱において、政府と地方公共団体、関係団体、民間団体等との協働を一層進めるため、「官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム」（以下「官民協働特命チーム」という。）を開催する。
- 2 . 官民協働特命チームの構成員は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
 - （政務三役等）
 - 内閣府特命担当大臣（自殺対策）
 - 内閣府副大臣（自殺対策）
 - 内閣府大臣政務官（自殺対策）
 - 内閣総理大臣補佐官（自殺対策）
 - （有識者）
 - 大塚 俊弘 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター所長
 - 乙武 洋匡 作家
 - 佐々木常夫 株式会社東レ経営研究所特別顧問
- 3 . 官民協働特命チームは、内閣府特命担当大臣（自殺対策）が主宰する。
- 4 . 官民協働特命チームの庶務は、内閣府自殺対策推進室において処理する。
- 5 . 前各項に定めるもののほか、官民協働特命チームの運営に関する事項その他必要な事項は、内閣府特命担当大臣（自殺対策）が定める。